

第3次熊本市環境総合計画市民検討会議設置要綱

制定 平成22年 1月18日環境保全局長決裁
改正 平成22年 4月 1日環境保全局次長決裁

(設置)

第1条 第3次熊本市環境総合計画(以下「計画」という。)策定に関し、広く市民及び事業者の意見を反映するため、第3次熊本市環境総合計画市民検討会議(以下「市民検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民検討会議は、計画に反映するべき内容を検討するものとする。

(構成)

第3条 市民検討会議の委員は、環境保全について関心が高く、優れた識見を有するもので、次の各号の一に該当する者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境パートナーシップくまもと市民会議(エコパートナーくまもと)会員
- (3) 市民活動団体の代表
- (4) 事業者の代表
- (5) 市内の大学等に通学する学生
- (6) 公募のうえ選任された者

2 市民検討会議の委員の定数は15人以内とする。

(任期)

第4条 市民検討会議の委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員の互選により、市民会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民検討会議の会議(以下「会議」という。)の進行とその調整を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 市民検討会議の庶務は、熊本市環境保全局環境保全部環境企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会議の運営に必要な事項は、市民検討会議で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。